

立川市議会政務活動費交付条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 9 月 5 日

提出者 立川市長 清水 庄平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項及び第 15 項の規定による。

## 立川市議会政務活動費交付条例の一部を改正する条例

立川市議会政務活動費交付条例（平成13年立川市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(交付額及び交付方法)	(交付額及び交付方法)
第3条 会派に対する政務活動費は4月1日（以下「基準日」という。）における当該会派に所属する <u>人数</u> に月額50,000円を乗じて得た額を、議員に対する政務活動費は基準日在職する議員に月額50,000円を、1年分ごとに交付する。ただし、年度の途中において議員（会派に所属する者を含む。）の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。	第3条 会派に対する政務活動費は4月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に月額50,000円を乗じて得た額を、議員に対する政務活動費は基準日在職する議員に月額50,000円を、1年分ごとに交付する。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。
(交付額の調整)	(交付額の調整)
第4条 .....略.....	第4条 .....略.....
2 .....略.....	2 .....略.....
3 政務活動費は、会派が年度の途中において <u>人数</u> に異動を生じた場合、既に交付した額が異動後の <u>人数</u> に基づいて算定した額に不足するときは、当該不足額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の <u>人数</u> に基づいて算定した額を超過するときは、当該超過額を返還させることができる。	3 政務活動費は、会派が年度の途中において所属議員数に異動を生じた場合、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額に不足するときは、当該不足額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を超過するときは、当該超過額を返還させることができる。
4 政務活動費は、所属していた会派が年度の途中において解散し、又は会派より脱会した議員に対しては、当該解散の日の属する月又は脱会した日の属する月の翌月分から交付する。	4 政務活動費は、所属していた会派が年度の途中において解散したか、又は会派より脱会した議員に対しては、当該解散の日の属する月又は脱会した日の属する月の翌月分から交付する。
5 政務活動費の交付を受けた議員が年度の途中において、会派の結成若しくは合併又は会派への加入により議員でなくなった場合は、議員でなくなった日の属する月の翌月以降分の政務活動費を返還させるこ	

とができる。

(収支報告書等の提出)

第7条 .....略.....

2 .....略.....

3 第4条第2項又は第5項の規定に該当したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の經理責任者であった者又は議員であった者は、解散の日又は議員でなくなった日から30日以内に収支報告書等を提出しなければならない。

4 .....略.....

(収支報告書等の提出)

第7条 .....略.....

2 .....略.....

3 政務活動費の交付を受けた会派が解散し、又は政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の經理責任者であった者又は議員であった者は、解散の日又は議員でなくなった日から30日以内に収支報告書等を提出しなければならない。

4 .....略.....

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、平成28年7月1日から適用する。

2 平成28年7月1日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までにおける、この条例による改正後の立川市議会政務活動費交付条例第7条第3項の規定の適用については、同項中「解散の日又は議員でなくなった日」とあるのは、「施行日」とする。